

名古屋市放課後事業及び生涯学習開放実施委託に関する公募型プロポーザル実施公告

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、必要な書類を提出してください。

令和 8 年 8 月 14 日

契約事務受任者

名古屋市子ども青少年局長 芦刈 康宏

1 業務の概要

(1) 業務名

名古屋市放課後事業及び生涯学習開放実施委託

(2) 業務内容

「名古屋市放課後事業及び生涯学習開放運営主体募集要項」（以下「募集要項」という。）、「名古屋市放課後事業及び生涯学習開放実施委託仕様書」（以下「仕様書」という。）及び参考資料のとおり。

(3) 履行期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和14年 3 月31日まで

2 応募参加資格

応募に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要です。

(1) 法人格を有する団体（以下「法人」という。）又は法人を代表者とする複数の団体（法人格を有しないものを含む。）による共同事業体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 法人及びコンソーシアムを構成する団体（以下「法人等」という。）は、法人設立後 2 年以上経過している者、又は、法人設立後 2 年未満の者で、かつ、次のアからウの要件を満たす団体として 2 年以上の活動実績を有するものであること。

ア 団体としての規約があること

イ 事業計画書及び事業報告書が作成されていること

ウ 団体としての決算を行っていること

ただし、コンソーシアムの構成団体であって、代表者である法人以外の団体については、この限りではない。

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(4) 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされて

- いる者（同法に基づく更生手続開始の決定後、本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）、商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成 17 年法律第 40 号）によって設立された事業協同組合等（以下「組合」という。）と当該組合の組合員との双方が同時に本公募に参加しようとししない者であること。なお、組合と当該組合の組合員との双方が本公募に参加申請をした場合は、組合の参加申請を無効とする。ただし、官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた者にあつては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本公募に参加することができる。
- (8) 本件の公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の期間がない者であること。
本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、本件の公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の措置要件（参考資料㉑「名古屋市指名停止要綱」参照）に該当する行為を行っていない者であること。
- (9) 本件の公告の日から契約候補者選定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）に基づく排除措置（以下「排除措置」という。）の期間がない者であること。
- (10) 市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (11) 名古屋市内に、本店、支店又は営業所等を有する者、又は契約締結までに有すること。
- (12) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）を始めとする労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政処分を除く。）を受けてから 1 年を経過しない者でないこと。

3 コンソーシアムによる応募の留意点

コンソーシアムで応募する場合には、次の事項に留意してください。

- (1) 参考資料㉑「名古屋市放課後事業及び生涯学習開放運営主体コンソーシアム（共同事業体）取扱要領」を参照してください。
- (2) 同一の放課後事業等実施校に対して、他のコンソーシアムの一員として、または単独の法人として、重複して応募することはできません。
- (3) 2 の「応募参加資格」については、コンソーシアムを構成するすべての団体が、(2) 及び(11)以外の(1)から(12)までのすべての項目について満たす必要があります。
- (4) コンソーシアムの構成団体のうち一者以上が(11)の項目について満たす必要があります。

4 参加手続き

(1) 担当部署及び問合せ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部放課後事業推進課
(名古屋市役所東庁舎 7 階)
電話 052-972-3229 FAX 052-972-4119
メールアドレス a3092@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

(2) 募集要項等の入手方法

名古屋市ホームページの調達情報サービス (<https://www.chotatsu.city.nagoya.jp>)
からダウンロード又は担当部署で配布する。

5 応募関係書類の提出

(1) 提出書類、部数、受付期間

提出書類		部数	受付期間 (注 1)
応募申請	25 ページから 27 ページ	14 部 (正本 1 部、 副本 13 部)	令和 8 年 8 月 26 日 (水) から 令和 8 年 9 月 11 日 (金) まで
応募追加書類 (注 2)	28 ページ	同上	令和 8 年 9 月 28 日 (月) から 令和 8 年 9 月 30 日 (水) まで

(注 1) 受付期間の最終日を提出期限とし、提出期限以降に提出された書類は無効とします。

(注 2) 応募追加書類 (第 2 次審査用) は、第 1 次審査通過者のみ提出していただきます。

(2) 提出場所

「4 (1) 担当部署及び問合せ先」に同じ
提出書類の確認をするため、必ず提出前日までに電話連絡の上、ご持参ください。

(3) 受付時間

受付時間 (電話での事前連絡を含む。) は、開庁日の午前 9 時から午後 5 時 15 分まで (正午から午後 1 時までを除く。) とします。

(4) 提出方法

ア 提出の際は、1 部ごとに、A4 版のファイルに書類番号の順序で綴じ、各書類番号の最初のページには、当該書類番号のインデックスを付けてください。

イ 副本については、通しでページ番号を付けてください。

ウ 提出する A4 版のファイルはそれぞれ、以下のように表紙ラベル及び背ラベルを付けてください。※副本については事業者名は記載せずに作成ください。

① 「名古屋市放課後事業及び生涯学習開放運営主体応募申請書類 (事業者名)」

② 「名古屋市放課後事業及び生涯学習開放運営主体応募追加書類 (事業者名)」

エ 様式ごとに 2 枚以上にわたる場合は、可能な限り両面印刷してください。

- オ 本文の文字サイズは 10.5 ポイント以上としてください。
- カ 電子メールで、提出書類の電子データもご提出ください。

6 審査の手続及び運営主体の選定

運営主体の選定方法は、公募型プロポーザルとし、本市が選任する「名古屋市放課後事業及び生涯学習開放運営主体候補者選定にかかる評価委員」(以下「評価委員」という。)が、評価基準に基づき提案内容等を評価します。

また、複数の事業者が応募した学区のうち、評価に参加すると決めた学区は、当該学区のトワイライトスクール(トワイライトルーム)運営連絡会等から選出された者(以下「学区評価員」という。)も、評価基準に基づき提案内容等を評価します。

その結果を踏まえ、本市が契約候補者を選定し、運営主体を決定します。

7 審査の実施

(1) 第 1 次審査(評価委員による書面審査)

ア 提出された企画提案書等について、参加資格の確認及び評価基準に基づき全般(応募校ごとの提案事項を除く。)について評価し、事業者ごとの評点をつけます。

イ 評価は、事業者ごとに行います。

ウ 第 1 次審査の結果、参加資格が有ると認められた者のうち、応募校ごとに点数が上位の 3 者に対し、第 2 次審査を行うものとします。

エ 応募事業者が 3 者以下の学区は、第 1 次審査を実施しません。第 1 次審査の実施の有無については令和 8 年 9 月 18 日(金)通知(発送)予定です。

オ 第 1 次審査の結果については、書面で令和 8 年 9 月 25 日(金)通知(発送)予定です。第 2 次審査の案内については別途通知します。

カ 第 1 次審査及び第 2 次審査の過程で、評価委員から書面による質問がある場合があります。

(2) 第 2 次審査(書面、プレゼンテーション及びヒアリング審査)

ア 評価委員による評価

(ア) 令和 8 年 10 月上旬から 11 月上旬に行う予定です。(複数回実施していただく可能性があります。)

(イ) プレゼンテーションは、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するものです。提出された企画提案書類等のみを使用し行ってください。提出した提案内容の概要であっても、他の資料・機材等は使用しないでください。

(ウ) プレゼンテーションでは、応募者が判別できるような表現がないよう配慮して実施してください。

イ 学区評価員による評価

提案書類(書類番号 19 及び 20)、プレゼンテーションを録画した DVD(書類番号 21)の視聴及び質疑応答により、評価を行います。

(ア) 評価期間は、令和 8 年 10 月上旬から令和 8 年 11 月上旬にかけて行う予定です。

- (イ) トワイライトスクール（トワイライトルーム）運営連絡会等が評価に参加しないと決定した学区及び応募事業者が 1 者だった場合は、評価委員による提案評価のみとします。

ウ その他

評価は、一部の項目について応募校単位で行います。応募校ごとの提案事項も含め、提出書類やプレゼンテーション等をもとに、評価委員及び学区評価員が評価基準に従い審査し、最終的に評価委員に意見聴取を行います。

8 その他

- (1) 応募者は、募集要項及び仕様書の記載内容等を承諾した上で、応募関係書類等を提出するものとします。
- (2) 提出していただいた書類の記載内容について放課後事業推進課から、内容確認や補足説明等を求める場合があります。
- (3) 応募関係書類は、正本の表紙を除き、応募者が判別できるような記載等を行わないでください。（書類番号 2、3、7～11 を除く）やむを得ず記載せざるを得ない場合、副本については、応募者名等を黒塗りし判別できないようにしてください。
- (4) 募集要項に示した参加資格を有しない者の提出した応募関係書類等は無効とします。
- (5) 提出された書類等に虚偽の記載又は記録がある場合は、提案を無効とするとともに、虚偽の記載をしたものに対して指名停止を行うことがあります。
- (6) 本募集要項に示した書類等の作成及び提出に関する条件に違反した提案は、無効とします。
- (7) 提出期限前の変更、補記及び修正は、代表者印による訂正印を押印し、期限までに再提出してください。
- (8) 提出期限後の差し替え、提出及び再提出は、認めません。ただし、本市から指示があった場合は除きます。
- (9) 本市が必要と認める場合は、期限を定めて追加書類の提出を求めることがあります。追加書類の取扱い等については、応募申請書に準じます。
- (10) 書類提出後に参加資格要件を満たさなくなった等の理由により辞退する際には、辞退届（様式任意、要代表者印）を提出してください。
- (11) 応募や辞退に関して必要となる一切の費用は、応募者負担とします。
- (12) 本市が提供する資料は、本公募に関わる検討以外の目的での使用を禁じます。
- (13) その他詳細は、募集要項及び仕様書によるものとします。